

## 令和7年度山梨県子どもの緊急食料支援事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 令和7年度に実施する山梨県子どもの緊急食料支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 本事業は、近年の物価高騰等の影響により、学校給食の提供がない夏季休暇中において、十分な食事の確保が困難な世帯の子どもに対し、食料支援を実施することにより、その生活の安定を図ることを目的とし、予算の範囲内で実施するものとする。

### （定義）

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### （1）小学校等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）及び各種学校をいう。

#### （2）保護者等

子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人。以下「保護者」という。）及び生徒に保護者がいない場合には、当該生徒の主たる生計維持者をいう。

#### （3）生活保護受給世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）により、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障し、積極的にそれらの人々の自立した生活ができるよう援助を受けている世帯をいう。

### （支援対象）

第4条 本事業の支援対象は、小学校等に在学する児童・生徒（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者等で、令和7年7月1日現在、山梨県内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

#### （1）生活保護受給世帯

#### （2）保護者等全員が住民税所得割非課税の世帯

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号による児童入所施設措置費（一般生活費）の支弁対象となる児童・生徒の保護者等は、支援対象としない。

### （支援内容）

第5条 本事業における支援内容は、夏季休暇中（令和7年7月中旬から同年8月下旬まで）において、主食、保存食品、飲料等を組み合わせた食料品を現物により支給（以下「支援」という。）するものとし、児童・生徒一人につき1回限りとする。

### （申請等）

第6条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、別に定める期間内に郵送により知事に提出しなければならない。

#### （1）生活保護受給世帯

- 生活保護受給世帯証明書（第2号様式又はその他既存様式で令和7年7月1日現在、生活保護受給世帯であることを証する書類。写しも可とする。）又は令和7年度の保護者等全員の

住民税所得割が非課税であることを証する書類（課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書等。写しも可とする。）

- ・ その他、知事が必要と認める書類

（２）住民税所得割非課税の世帯

- ・ 令和７年度の保護者等全員の住民税所得割が非課税であることを証する書類（課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書等。写しも可とする。）
- ・ その他、知事が必要と認める書類

（支援方法）

第７条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに申請書に記載された住所へ食料品を配送するものとする。

２ 申請者の過失、不作為又は度重なる連絡の不通等、申請者の責に帰すべき事由により申請書の補正等が行われなときは、支援を行わないものとする。

（食料品の返還）

第８条 申請者が食料品の受領後に辞退の意思を示した場合又は申請書の記載内容に虚偽があったことが判明した場合は、速やかに当該食料品を返送しなければならない。

２ 前項の返送に要する費用は、原則として申請者の負担とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（免責事項）

第９条 本事業において支給する食料品に起因して、アレルギーその他の体質等による健康被害が生じた場合であっても、山梨県（以下「県」という。）はその責任を負わない。ただし、県が故意又は重大な過失により当該被害を生じたときは、この限りでない。

２ 申請者は、支給された食料品の内容を確認し、自己の責任において適切に管理し、摂取するものとする。

（費用負担）

第１０条 本事業に関する費用は、原則として県が負担する。ただし、申請書等に不備があり、再提出が必要となった場合は、申請者の負担により、知事が指定する場所に再度郵送しなければならない。

（個人情報の取り扱い）

第１１条 県は、本事業に関連して取得した個人情報については、本事業の目的の範囲内でのみ使用し、適切に管理するものとする。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年７月２日から施行する。